

非金融機関の個人向け人民元・外貨兌換業務を全国で解禁

2012年5月7日
第46号

中国調査室

2012年4月24日、国家外貨管理局は『個人向け人民元・外貨兌換特別許可業務試行管理弁法』（匯發[2012]27号、以下「管理弁法」と略）を公布しました。

※「個人向け人民元・外貨兌換特別許可業務」とは、中国域内の非金融機関が、国家外貨管理局及びその分支機関の批准を経て、域内外の個人向けに取り扱う人民元・外貨の両替業務のことを指す。

今回公布された「管理弁法」は、2009年11月に施行された「個人向け人民元・外貨兌換特別許可業務試行通知」の改訂版であり、個人向け人民元・外貨兌換特別許可業務の申請条件や許認可管理、リスク管理等を規定しています。

本「管理弁法」の施行に伴い、非金融機関による個人向け人民元・外貨兌換特別許可業務の試行範囲は従来の13省（都市、自治区）と4計画単列市から全国範囲まで拡大されたこととなります。

【個人向け人民元・外貨兌換特別許可業務試行地域拡大の経緯】

2008年8月以降	
パイロット地区	✓北京、上海
2009年11月以降	
パイロット地区	✓天津、上海、江苏、山東、広東、北京、黒龍江、浙江、福建、广西、海南、雲南、新疆等省（市自治区）及び深圳、青島、アモイ、宁波等計画単列市
2012年5月以降	
パイロット地区	✓全国范围

「管理弁法」及びその他の関連規定に基づき、三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司中国調査室整理

「管理弁法」では、特別許可を取得した非金融機関を通じて、域内外個人が行う人民元・外貨間の両替額は、「個人外貨管理弁法」等で別途定められている、年間の人民元・外貨間の両替限度額管理¹が適用される旨が明記されています。

以下では、「管理弁法」において定められている、個人の人民元・外貨間の兌換に係わる主な内容をご紹介します。

◆ 非金融機関による個人向け人民元・外貨兌換特別許可業務の取扱い

✓ 個人向け人民元・外貨兌換特別許可業務の金額制限

特別許可を取得した非金融機関は、域内外の個人のために 1 人 1 日当たり累計で 5,000 米ドル相当以下の人民元・外貨の両替業務が認められていますが、以下の制限も設けられています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">✚ 域内個人に対する、年間人民元・外貨間両替限度額内の人民元・外貨間の両替業務✚ 域外個人に対する、年間人民元・外貨間両替限度額内の外貨から人民元への両替業務✚ 域外個人に対する、両替済み未使用人民元の外貨への両替業務 |
|---|

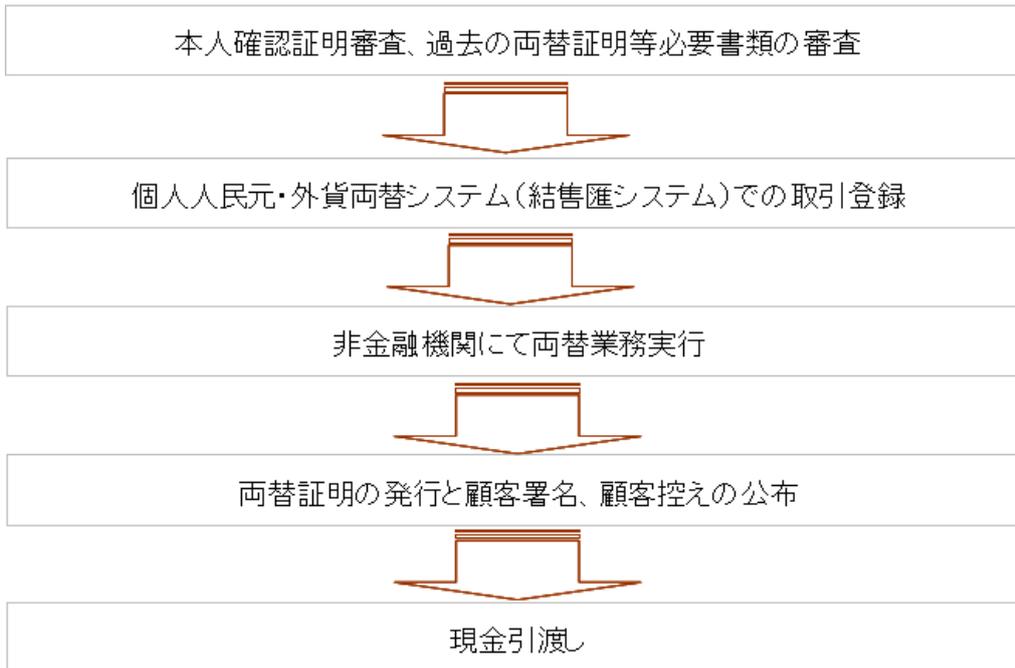
なお、域内外の個人は、特別許可を取得した非金融機関に対して現金や T/C（旅行小切手）を支払うことができますが、特別許可を取得した非金融機関が個人に対して支払うことができる資金は現金のみとなります²。

また、上記の「域外個人に対する、両替済み未使用人民元の外貨への両替業務」の場合で、両替が 1 人 1 日当たり累計で 1,000 米ドル相当以上 5,000 米ドル相当以下となる場合には、特別許可を取得した非金融機関は、当該機関が外貨から人民元へ両替した際の両替証明書を審査する必要があるとされていることに加え、この場合の人民元から外貨へ両替できる有効期限が、もとの両替日より 24 ヶ月とされていますので、注意が必要です。

¹ 2007年2月1日より施行された「個人外貨管理弁法」と「個人外貨管理弁法実施細則」によると、域外個人による外貨から人民元への両替時の基本的な上限金額は年間50,000米ドル相当、域内個人の人民元から外貨への両替時の上限額は年間50,000米ドル相当と定められています。

² 国家外貨管理局により別途規定がある場合は除外されています。

✓ 個人向け人民元・外貨兌換特別許可業務のプロセス



また、「管理弁法」では、個人向け人民元・外貨兌換特別許可業務を經營しようとする域内非金融機関に対する、参入条件等についても規定しています。

經營地が一つの外管局分局の所轄地区内に限定されるか、全国的に展開するかによって、異なる参入条件を課しているほか、外商投資企業が申請する場合、外貨登記、資本金払込検査（驗資詢証）、外貨資本金人民元転等の事項については、現行資本項目外貨管理の関連規定に基づき関連手続を行うと規定されています。

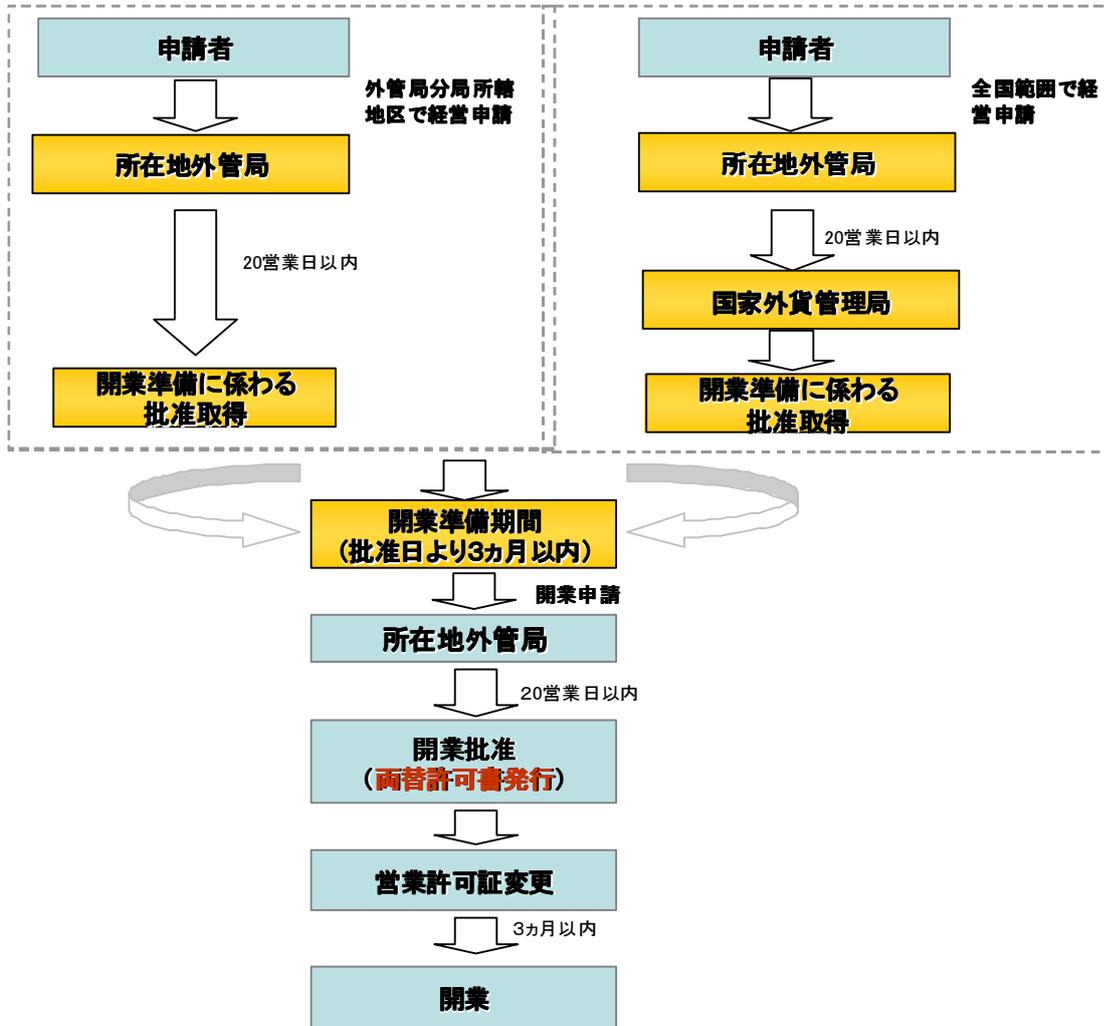
【人民元・外貨兌換特別許可業務申請に際して充足すべき主な条件】

外管局分局の所轄地区内で經營の場合	全国で經營の場合
<p>【主な前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立法人格を有し、登録資本金額は人民元 500 万元、または相当の外貨額を下回らないこと。 ✓ 企業の資産・信用状況が良好であること。 ✓ 資格条件に合致する高級管理者や専門知識、従業経験を有するスタッフの存在。 ✓ 外貨両替代理業務を 6 ヶ月間以上經營していること。 ✓ 申請前 6 ヶ月間で 1,000 件以上且つ総金額 20 万ドル以上の両替代理業務実績を持つこと等 	<p>【主な前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 登録資本金が 3,000 万人民元、または相当の外貨額を下回らないこと。 ✓ 特別許可業務を經營して 1 年以上経過し、5 拠点以上を有し、申請前 12 ヶ月の両替金額が 1,000 万米ドル相当以上であること。 ✓ 本部での集中管理機能を備えていること等

今回の「管理弁法」の公布により、小口の人民元・外貨間の両替業務に対する規制が緩和されたこととなりますが、前表に示したように「外貨両替代理業務を 6 ヶ月間以上經營していること」や、「特別許可業務を申請する前の 6 ヶ月間で 1,000 件以上且つ総金額 20 万ドル以上の両替代理業

務実績を持つこと」等といった参入条件が求められることに加え、条件を充足している企業であっても、以下の申請プロセスに沿った対応が求められますので、域内外の個人が、実際に特別許可を取得した非金融機関を通じて人民元・外貨間の両替が出来るまでには、今しばらくの時間を要するものと思われます。

【非金融機関による個人向け人民元・外貨兌換特別許可業務申請イメージ図】



「管理弁法」に基づき、三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国調査室整理

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214
 上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250
 丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255